

狙われる!?

18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の 消費者トラブルに気を付けて!!

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。20歳代前半で多く見られるもうけ話や美容関連の消費者トラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳が巻き込まれるおそれがあります。



若者に多いトラブル事例

CASE 01 大学の先輩から投資用のU
S Bを勧められ、借金を指南
されて契約したがもうからない

CASE 02 SNSで知り合った人にも
うかる情報商材を勧誘され、
契約したが説明と違いもうからない



CASE 03 無料のエステ体験後、別室でしつ
こく勧誘を受け、高額なコースを
契約してしまった

CASE 04 ダイエットサプリが低価格で1回
限りの購入だと思い申し込んだ
が、支払総額が高額な定期購入だった

被害にあわないためのアドバイス

1 うまい話はうのみにせず断ろう

「簡単にもうかる」「手軽にキレイ」などのインターネットやSNSの広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。お金がないと言うと消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。



れなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。消費者を保護するルールを身につけ活用しましょう。



2 消費者の味方になるルールを覚えよう

特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、エステや美容医療などの契約については、クーリング・オフができる場合があります。消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してく

消費相談窓口

■ 邑楽町消費生活センター ■ 47-5047 **悩まずに まずは相談**

相談時間 ▶ 月～金曜日
(祝日を除く)
(9:00～12:00、
13:00～16:30)
場所 ▶ 役場商工振興課内

■ 消費者ホットライン ■ 188

※年末年始(12/29～1/3)を
除いて毎日利用可。

商工振興課 地域振興係
近藤誠生 主事



暮れなずむ夏
(中野地内)



Photo 高根澤高明 (記録ボランティア)

ひとりごと From editors

▶ 今年も暑い日々が続きますね。取材などで外に出掛けると、その暑さ
い暑いと嘆いておられますが、私はこの暑さが実は好きだったりします。
夏は暑ければ暑いほどいいと感じる今日この頃です。夏といえば、晴
れた日に天高く伸びる入道雲だったり、セミの声や風鈴の音だつたり
と、夏らしい情景というのも楽しみにしています。多様性が叫ばれる昨
今ではありますが、こういった「らしさ」はあってもいいじゃないかと
……。何より、外から帰ってきたときにエアコンの涼しさを感じられる
のがいいですね(笑) ▶ とはいえ、最近は電力需給のひっ迫の状況もある
し、エアコンに当たりすぎるのも体に良くありません。体調を考慮し
つつ、エアコンも程よく使いながら、この夏を乗り切りましょう(小谷)

UD FONT
by MORISAWA

この広報紙は、見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



この広報紙は、自然保護のため
植物油インキを使用しています。

広報おうら

ORA TOWN Public Relations

令和4年8月号 No.671

毎月1日発行

編集・発行 邑楽町役場企画課
〒370-0692(住所記入不要)
☎ 0276-88-5511(代表)
☎ 0276-47-5007(企画課直通)
☎ 0276-89-0136
✉ koho@swan.town.ora.gunma.jp
<https://www.town.ora.gunma.jp>

おうちお知らせメール
配信を希望する人は、右のQRコード
から、ご登録をお願いします。
☎ <http://cc9.easypocket.jp/07-137-PC>
☎ <http://cc9.easypocket.jp/k/> (携帯用)



(QRコード)



(携帯用)